

入札説明書

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務名 | 名古屋スポーツコミッション活動支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (4) 履行期間 | 令和5年9月8日から令和6年3月31日まで |
| (5) 履行場所 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (6) 入札方法 | |

入札は総額で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」で競争入札参加資格を有すると認定・登録された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に

係る入札に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目18番1号
デザインセンタービル7階 デザインラボ9号室
名古屋スポーツコミッション事務局
電話 052-212-6945 FAX 052-212-6946

- (2) 本説明書に対する質問

ア 質問方法

質問書（様式は問わない）を下記のあて先へファックス等により送付すること。

名古屋スポーツコミッション事務局
ファックス 052-212-6946

イ 質問期限

令和5年8月22日午後5時00分

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、名古屋スポーツコミッションのウェブサイト（アドレス <https://nagoyasc.jp>）に掲載し、閲覧に供する。併せて仕様書の補足資料等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 回答期限

令和5年8月25日午後5時00分

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次の競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」と言う。）等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。また、競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を書面により郵送するので、返信用封筒として表に確認申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留郵便料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒を確認申

請書と併せて提出すること。

なお、確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。また、イ（ア）の期間に確認申請書を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

ア 提出書類

競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 提出期間、提出場所、提出方法

（ア） 提出期間

公告の日から令和5年8月1日午後5時00分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する名古屋市の休日（以下「休日」という。）を除く。）に提出すること。提出期限（令和5年8月1日午後5時00分）後に到着した確認申請書等は無効とする。

（イ） 提出場所

3(1)に同じ

（ウ） 提出方法

持参または郵送（書留又は簡易書留に限る。）

(4) 確認通知

審査の結果は、令和5年8月8日までに競争入札参加資格確認通知書により、書面で通知する。当該確認の結果、競争入札参加資格が確認された者に限り、本件入札の対象者とする。

(5) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、当該通知の期限の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

（ア） 提出場所

3(1)に同じ

（イ） 提出方法

書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ アの説明を求められたときは、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(6) その他

ア 確認申請書等の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とする。

イ 確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ウ 提出された確認申請書は返却しない。
- エ 確認申請書に関する問合せ先
3(1) に同じ

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出

ア 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）にて提出すること。なお、積算内訳書を必ず添付すること。

イ 入札書の提出期間及び提出場所等

(ア) 持参による場合の提出期間

令和5年8月30日から令和5年9月1日午前11時00分まで

(イ) 提出場所

3(1)に同じ

(ウ) 郵送による場合の到達期限及び提出先

a 到達期限

令和5年8月31日午後5時00分

b 提出先

3(1)に同じ

(2) 開札日時及び開札場所

ア 日時

令和5年9月1日午後1時00分

イ 場所

名古屋市中区栄3丁目18番1号

デザインセンタービル7階 デザインラボ10号室

5 入札にあたっての注意事項

(1) 入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること。

(2) 一旦提出された入札書は、差替え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、持参又は郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度（再々度）の入札を行うことができないときは、再度入札（再々度入札）の締切日時を翌日以降に設定して行う。なお、再度入札は原則として2回を限度とする。

また、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務
有。ただし、次の各々のいずれかに該当する場合は、それぞれを免除する。
 - ア 入札保証金の納付免除
 - (ア) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (イ) 契約を履行する能力を有していること等を確認することにより、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - イ 契約保証金の免除
 - (ア) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (イ) 過去の実績から判断して契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札の無効等
 - ア 本説明書に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。
 - イ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定は取り消す。
 - ウ 競争入札参加資格等があることを確認された者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、競争入札参加資格を有しない者に該当する。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
総額で定める。
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成
 - ア 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
 - ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
 - エ 契約書は、まず契約の相手方が、落札の決定の通知を受けた日から5日以内に契約書の案に記名押印を行い、当該契約書の案の提出又は送付を

受けて、契約事務受任者名古屋スポーツコミッション会長がこれに記名押印した後に、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

オ 名古屋スポーツコミッション会長及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約代金の支払方法

ア 業務の完了の確認及び検査を合格した後、契約の相手方は、名古屋スポーツコミッション所定の要件を満たす請求書をもって代金を請求するものとする。

イ 契約の相手方が口座振替による支払を希望する場合は、名古屋スポーツコミッションの定める手続きにより、事前に口座振替の登録を受けなければならない。

(9) 競争入札参加資格審査の申請

本件入札に参加を希望する者で、確認申請書の提出時において競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市調達情報サービス

(<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) の入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和5年8月11日までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本件入札に係る公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係
(名古屋市役所西庁舎11階)
電話 0570-001-279

(10) 調達手続の停止等

競争入札参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、名古屋スポーツコミッションに、苦情申立てをすることができる。なお、この場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

(11) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により名古屋スポーツコミッションが被った金銭的被害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(12) その他

ア 確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止を行うことがある。

イ 本説明書に係る調達においては、本説明書において定めるほか、別添「名古屋スポーツコミッション競争入札参加者手引」に定めるところによるものとする。

ウ 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。